

第 59 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）

区分		単位	使用料			
			所在地			
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第一種電柱	1本につき	720	670	620	600
	第二種電柱	1年	1,100	1,000	950	920
	第三種電柱		1,500	1,400	1,300	1,200
	第一種電話柱		640	600	550	540
	第二種電話柱		1,000	960	880	860
	第三種電話柱		1,400	1,300	1,200	1,200
	その他の柱類		64	60	55	54
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6	6	6	5
	地下に設ける線類	1年	4	4	3	3
	他の線類					
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	630	590	540	530
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき 1年	380	360	330	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,300	1,200	1,100	1,100
郵便差出箱及び信書便差出箱		540	510	460	450	

	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	3, 2 0 0	2, 2 0 0	8 3 0	5 5 0
	その他のもの	使用面積1 平方メー トルにつき1 年	1, 3 0 0	1, 2 0 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0
水管、下 水道管、 ガス管そ の他これ らに類す る物件	外径が0. 07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	2 7	2 5	2 3	2 3
	外径が0. 07メー トル以上0. 1メー トル未満のもの		3 8	3 6	3 3	3 2
	外径が0. 1メー トル以上0. 15メー トル未満のもの		5 8	5 4	5 0	4 8
	外径が0. 15メー トル以上0. 2メー トル未満のもの		7 7	7 2	6 6	6 4
	外径が0. 2メー トル以上0. 3メー トル未満のもの		1 2 0	1 1 0	9 9	9 7
	外径が0. 3メー トル以上0. 4メー トル未満のもの		1 5 0	1 4 0	1 3 0	1 3 0
	外径が0. 4メー トル以上0. 7メー トル未満のもの		2 7 0	2 5 0	2 3 0	2 3 0
	外径が0. 7メー トル以上1メー トル未 満のもの		3 8 0	3 6 0	3 3 0	3 2 0
	外径が1メー トル以 上のもの		7 7 0	7 2 0	6 6 0	6 4 0
	通路、浄		上空に設ける通路	使用面積1	1, 6 0 0	1, 1 0 0

化槽その他これらに類する施設	地下に設ける通路	平方メートルにつき1年	960	660	250	160	
	その他のもの	平方メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	1,100	
露店、商品置場の他に類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	32	22	8	5	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55	
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであけるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,200	2,200	830	550	
標識		1本につき1年	1,000	960	880	860	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	32	22	8	5	
	その他のもの	1本につき1月	320	220	83	55	
幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	32	22	8	5	

	施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,200	2,200	830	550
		その他のもの		1,600	1,100	420	270
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		その使用面積1平方メートルにつき1月		320	220	83	55

附 則

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。